

「公的年金給付総合情報連携システムディスク装置等のリース及び保守業務(令和7年度～令和14年度)」
調達仕様書(案)に係る意見等

令和6年12月
日本年金機構
システム企画部

項番	仕様書の該当箇所		照会事項	回答
	頁	章番号等		
1	調達仕様書 P4	1.6.2 契約延長(1)	「契約期間満了後、継続して契約を行う場合には、その期間についてもシステムの保守を行うこと。なお、本契約の契約変更及び延長契約に際しては、価格交渉に応じること。 (1)ハードウェア保守経費、市販ソフトウェア保守経費及びシステム運用経費に関しては、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供すること。」の記載がございますが、製品によっては年単位の契約更新となるサポートや保守がございます。日本年金機構様との契約延長期間が年単位ではない場合におきましても、年単位費用で協議させていただけますようお願いいたします。 また、製造元の都合により予期せずサポートの提供が終了してしまう可能性がございます。その場合同等のサービスの提供が困難となるため、想定外のサポート終了が判明した時点で別途協議をさせていただけますようお願いいたします。 上記について、協議可能な旨を調達仕様書へ記載いただけますようご検討をお願いいたします。	延長契約の期間が1年に満たない場合においても、原契約における月次のハードウェア保守経費、市販ソフトウェア保守経費及びシステム運用経費と同額又はそれ以下で提供願います。 また、「有償サポート契約の締結」、「納入時点における契約期間を満たす製品の選定」等の対応を行ってもなお、製造元の都合によりセキュリティパッチ等の提供が本調達の契約期間内に終了することとなった製品については、本受託者、関連業者および機構は、バージョンアップ等対応の可否を判断するため、協議を行うこととします。 ご要望を踏まえ、調達仕様書への記載につきましては、検討致します。
2	調達仕様書 P4	1.6.2 契約延長(1)	「延長後の全ての期間において、ハードウェア保守経費、市販ソフトウェア保守経費及びシステム運用経費を除く月額のリース料を、本調達のリース料の 1/12 以下とすること。また、延長期間に 1 か月に満たない日数がある場合は、当該期間を日割りとすること。」と記載がございますが、ハードウェア保守経費、市販ソフトウェア保守経費は、日割り対応が不可となります。 ハードウェア保守経費、市販ソフトウェア保守経費は対象外として頂けますよう要件緩和をお願いいたします。	調達仕様書「1.6.2 契約延長(1)」に記載のとおり、延長期間に 1 か月に満たない日数がある場合は、リース料及びシステム運用経費については日割り対応願います。 また、ハードウェア保守経費、市販ソフトウェア保守経費については、日割り対応が可能となる製品を選定する等により対応願います。 なお、製品ごとに日割りに関する協議は可能なため、本案件受託者にてその妥当性を証明願います。
3	調達仕様書 P4	1.6.2 契約延長(1)	契約延長時、「ハードウェア保守経費、市販ソフトウェア保守経費及びシステム運用経費に関しては、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供すること。」「なお、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供することが困難な場合は、受託者にてその妥当性を製品ごとに定量的な数値を用いて証明することとし、対応条件及び対応方法等について、協議の上、決定する。」とございますが、協議内容について市場価格の動向と技術革新、延長時の状況を鑑みて、契約金額について貴機構と協議することができるという認識でよろしいでしょうか。 また、「1 年を超える契約延長の場合、市販ソフトウェア保守経費は、延長後の全ての期間において同等のサービスを同額又はそれ以下で提供すること。」につきましても、全ての期間において保証することは困難な為、文言の削除をお願いできますでしょうか。	調達仕様書「1.6.2 契約延長(2)」に記載のとおり、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供することが困難な場合は、本案件受託者にてその妥当性を製品ごとに定量的な数値を用いて証明することとし、対応条件及び対応方法等について、協議を行うこととします。 また、定量的な数値の証明の例として、保守物品の価格高騰等による提供価格への影響が記載された製品メーカーの書面等が該当します。 1年を超える契約延長時においても、同様に協議を行うこととします。 なお、仕様書記載のとおり、対応を実施して頂くことから、文言の削除は致しません。
4	調達仕様書 P4	1.6.2 契約延長(1)	契約期間の延長により、部分集約を行う場合、部分集約に伴う納入成果物の変更、環境変更、動作検証等の追加作業が発生する認識です。 当該追加作業は、部分集約に伴う産廃経費の変更契約を実施する際に、貴機構と協議の上あわせて変更契約を行う理解でよろしいでしょうか。 認識相違ない場合、調達仕様書への記載をご検討をお願いいたします。	契約期間の延長による追加作業に関する対応については、協議を行うこととします。 ご要望を踏まえ、調達仕様書への記載につきましては、検討致します。
5	調達仕様書 P7	1.7 作業スケジュール	見積範囲確定の確認です。 遠隔地設置の機器については、令和8年2月に拠点Aに一度搬入・設置し、必要な構築作業、テスト等を実施したのち、遠隔地拠点へ移設、設置・動作確認、データ同期を実施する認識でよろしいでしょうか。	遠隔地拠点の機器は拠点Aに納品、構築作業完了後に遠隔地に移設及びデータ同期等の作業を実施して頂く予定です。 なお、詳細な要件については、本公示にて提示致します。
6	調達仕様書 P15	表4.2.1.1 成果物一覧	「初期動作確認結果報告書」の納入期限が「機器納品期限まで」とありますが、初期動作確認は機器を納入後実施及び報告となるため、納入期限を「初期動作確認完了後」等へ記載見直しを検討頂けますようお願いいたします。	調達仕様書「表 4.2.1.1成果物一覧 項番11」に記載のとおり、「初期動作確認結果報告書」の納品をもって、機器の納品検査が完了することから、「初期動作確認結果報告書」は機器納品期限までに納品願います。
7	調達仕様書 P22	4.2.4 履行期限	本受託業者が製品導入・保守を行う対象システムである「公的年金給付総合情報連携システム」については、年金給付の基幹業務における共済組合・事業団との情報連携機能及び届書受付進捗管理機能を担い、共済組合・事業団と密接に係る大規模なシステムであるため、本受託業者の役務に遅延が生じ、結果的に本番稼働が遅れた場合、年金給付業務が滞ることで、国民生活へ多大なる影響が出るものと認識しております。 また本システム更改にあたっては、本受託業者が引き渡した環境に対しシステム開発等事業者が後続の環境構築、テスト等を行うものであるため、本受託業者は履行期限に記載の期日までにシステム開発等事業者へ確実に環境引渡しを行い、引渡し後も各テスト工程においては関連事業者と密に連携し、遅延なく対応することが求められているとの認識で宜しいでしょうか。	受託者は、本システム更改にあたり履行期限の期日までに必要な役務を実施して頂きます。

項番	仕様書の該当箇所		照会事項	回答
	頁	章番号等		
8	調達仕様書 P38	8.1.3 履行可能性審査に 関する要件 (2)	担当部署が機器の保守対応時間内において緊急招集した場合は、「4.2.5納品場所」に示す成果物の納品場所に、本プロジェクトを管理可能な管理者やリーダ相当の者が、2時間以内に参集できることを証明する書面を、添付すること(様式任意)。 と記載がありますが、 ・緊急招集されるケースについて、過去発生した際の具体的な事例、および契約期間内にて想定されるおおよその頻度をご教示願います。 ・証明する書面について、サンプルを提供願います。 ・万が一2時間以内の参集が出来なかった場合のペナルティがあればご教示願います。	受託者に対して機構が緊急招集の対処が必要と判断した事例はございません。 2時間以内に参集できることを証明する書面のサンプルについては、閲覧資料にて開示致します。 2時間以内に調達仕様書「4.2.5納品場所」に参集可能となるよう、必要な対応を実施願います。
9	要件定義書 P1～48	第1章 ～ 第4章	調達対象のディスク装置に関しまして、要件定義書に記載されているシステム要件を満たすために必要なディスク装置の機器要件(容量、性能、その他非機能要件等)は、4.3.1、4.11.2及び4.11.3にて指定されているスペックという理解で間違いないでしょうか。	本システム要件を満たす要求仕様は、要件定義書に記載のとおりです。
10	要件定義書 P25	4.11.3 ハードウェア要件	以下各表に記載の各用途のディスク容量についてシステムからの利用イメージがわかる資料の提示は可能でしょうか。 ディスク容量に対してバックアップ利用分の想定や遠隔地への転送が必要なデータ、遠隔地システム個別に必要な容量の判断などディスク容量の過少見積を防ぐと考えています。 表4.11.3.1 ディスク装置要求仕様 項番5 表4.11.3.2 長期保存用ディスク装置要求仕様 項番5 表4.11.3.3 ディスク装置要求仕様 項番5 表4.11.3.4 ディスク装置要求仕様 項番5	各用途のディスク容量に関する資料については、閲覧資料にて開示致します。
11	要件定義書 P26	4.11.3 ハードウェア要件	表4.11.3.1 ディスク装置要求仕様 項番3の以下2点について ・コントローラノードは、冗長構成とすること。 ・コントローラを無停止でバージョンアップ可能なこと。 運用中にコントローラの片系に障害が起きた際、性能縮退がない仕組みとすることをご提案いたします。 修正案としては、以下とすることが望ましいと考えます。 ・コントローラノードは、冗長構成とし障害時、性能縮退がないこと。 ・コントローラを無停止で性能影響なしにバージョンアップ可能なこと。 以下の各表に記載のディスク装置の要求仕様についても合わせて修正をご検討ください。 表4.11.3.1 ディスク装置要求仕様 項番3 表4.11.3.2 長期保存用ディスク装置要求仕様 項番3 表4.11.3.3 ディスク装置要求仕様 項番3 表4.11.3.4 ディスク装置要求仕様 項番4 表4.11.3.5 長期保存用ディスク装置要求仕様 項番3	ご要望を踏まえて、要求仕様を検討し、本公示にて提示致します。
12	要件定義書 P27	4.11.3 ハードウェア要件	表4.11.3.1 ディスク装置要求仕様 項番9の記載について ・暗号化機能を有すること。 貴機構で取り扱うデータの重要性を考慮すると標準的な暗号化方式のなかで暗号鍵長が長く、安全性が高いAES-256への対応など、具体的な暗号化方式の指定をご提案いたします。 修正案としては、以下とすることが望ましいと考えます。 ・AES-256の暗号化機能を有し性能に影響を与えないこと。 以下の各表に記載のディスク装置の要求仕様についても合わせて修正をご検討ください。 表4.11.3.1 ディスク装置要求仕様 項番9 表4.11.3.2 長期保存用ディスク装置要求仕様 項番8 表4.11.3.3 ディスク装置要求仕様 項番8 表4.11.3.4 ディスク装置要求仕様 項番8 表4.11.3.5 長期保存用ディスク装置要求仕様 項番8	ご要望を踏まえて、要求仕様を検討し、本公示にて提示致します。
13	要件定義書 P27 P29	表4.11.3.2 項番5 表4.11.3.5 項番5	「RAID構成はRAID6相当であること」の要件につきまして、以下へ変更頂けますようお願いいたします。 「RAIDもしくはイレイジャーコーティングによりRAID6相当のデータ可用性をもつこと」 〈理由〉 NASやHCIでよく採用されているSoftware Defined Storage製品(SDS)も提案可能とするため。 SDSはサーバノード分散によるスケールアウト方式を採用しており、イレイジャーコーティングと呼ばれる技術によりRAIDに相当するデータ可用性を実現しています。	ご要望を踏まえて、データの可用性要件を検討し、本公示にて提示致します。

項番	仕様書の該当箇所		照会事項	回答
	頁	章番号等		
14	要件定義書 P27 P29	表4.11.3.2 項番5 表4.11.3.5 項番5	「ホットプラグ、ホットスベアに対応可能であること」の要件につきまして、以下へ変更頂けますようお願いします。 「ホットプラグ、ホットスベアに対応可能であること。 なお、ホットスベアに関しては、物理/論理いずれかの方法で実施可能なこと。」 ＜理由＞ NASやHCIでよく採用されているSoftware Defined Storage製品(SDS)も提案可能とするため。 SDSはサーバノード分散によるスケールアウト方式を採用しており、ノード間含むデータ再配置処理によってディスクのホットスベアに相当する機能を実現しています。	ご要望を踏まえて、ディスクの可用性要件を検討し、本公示にて提示致します。
15	別紙2 関連事業者との役割分担表	移行工程	現行システムから更改後システムへのデータ移行については、現行システムと新システムのサーバ間をLANケーブルで接続し、LAN経由でのデータ移行の実施を想定しております。 現行システムからのデータ移行実施にあたっては、現行システムとの接続に必要なLANケーブル敷設や繋ぎ変え等の作業が発生します。当該作業は別途調達されるサーバ調達業者の役務として発生する認識でよろしいでしょうか。	ご要望を踏まえて、役務分担表を検討し、本公示にて提示致します。
16	別紙3 サービスレベル設定項目	—	システム稼働率のSLA項目の設定がございますが、アプリケーション開発事業者等、受託業者の責務外に起因するサービス停止の可能性がございします。算定式のサービス全停止時間については、受託業者に起因するサービス停止時間を対象としていただく等、受託者が守るべきSLAの明確化をお願いいたします。	受託者は「別紙3 サービスレベル設定項目」に記載のSLA項目を遵守願います。 なお、受託者以外に起因するサービス停止、天候事情及び天変地異等により、受託者の責に抛らない場合は本サービスレベルの対象外と致します。
17	別添1 基盤開発_開発管理標準・開発標準 P42	システム移行 (3)成果物	成果物一覧に記載のある結合テスト仕様書などは、ストレージ事業者での作成ではなく、サーバ事業者の作業範囲(サーバ事業者が主体者)との認識で宜しいでしょうか。 成果物を作成する事業者を明記頂けますと幸いです。	調達仕様書「4.2.1 成果物等」に記載のとおり、「基盤結合テスト仕様書」は、受託者が納品する成果物です。 また、主体的に成果物を作成する受託者については、「別紙2_関連事業者との役割分担表」を参照願います。 なお、システム開発事業者及び、ハードウェア(サーバ設備等)納品等事業者とテスト範囲を調整の上、結合テスト仕様書を作成し、結合テストに必要な対応を実施頂きます。
18	別添1 基盤開発_開発管理標準・開発標準 P61	システム移行 (3)成果物	成果物一覧に記載のある移行手順書作成等はサーバ事業者の範囲だと思われませんが、認識は合っておりますでしょうか。 ストレージ事業者としては、サーバ事業者の支援を行うという認識で宜しいでしょうか。 成果物を作成する事業者を明記頂けますと幸いです。 また、システム移行の主体者と支援業者(ストレージ業者)の実施範囲もご教示頂けますと幸いです。	「移行手順書」は、システム開発等事業者が作成する成果物です。 移行工程において、受託者及びサーバ事業者は、関連事業者と調整の上、「システム切替手順書」を作成し、システム切替に必要な対応を実施して頂きます。